

三谷地区支線バス車両広告募集要項

蒲郡市地域公共交通会議では、民間企業等との協働を図りつつ、支線バスの収入を確保することで安定的な運行に寄与することを目的に、「支線バス車両広告掲載要綱（以下「要綱」という。）」を定めました。

この募集要項は、要綱第22条の規定に基づき、要綱に定めるもののほか、三谷地区支線バスの車両に掲載する有料広告について、必要な事項を定めるものです。

申込みに関する書類は、要綱に規定する様式をご利用ください。

1 募集内容

(1) 広告を掲載する媒体

三谷地区支線バス車両（ジャンボタクシー）

(2) 車両、広告規格、枚数及び広告料

車両の種類：ジャンボタクシー

車両数：1

貼付箇所		枠数	規格	月額広告掲載料 1枚当たり（税込）
A	側面上部 （乗降口側・前方）	1	縦 25 cm × 横 120 cm	1,800 円
B	側面上部 （乗降口側・後方）	1	縦 25 cm × 横 120 cm	1,800 円
C	側面上部 （運転席側・前方）	1	縦 25 cm × 横 120 cm	1,800 円
D	側面上部 （運転席側・後方）	1	縦 25 cm × 横 120 cm	1,800 円
E	側面下部 （乗降口側）	1	縦 40 cm × 横 60 cm	1,500 円
F	側面下部 （運転席側）	1	縦 40 cm × 横 60 cm	1,500 円
G	後部面 （左側）	1	縦 25 cm × 横 35 cm	1,000 円
H	後部面 （右側）	1	縦 25 cm × 横 35 cm	1,000 円

運行日は、火、木、金、土曜日（年末年始 12/30～1/3 は運休）1日7便運行

2 広告の掲載位置

別紙を参照（車両デザインは実際のものと異なります。）

3 広告の掲載期間

希望時期から原則年度末まで

4 募集期間

随時募集します。

5 申込資格

(1) 市に納付すべき市税等、及び地方税、国税を完納していること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団又は当該暴力団の構成員でないこと。

※「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付蒲郡市長・蒲郡警察署締結）に基づく排除措置を受けた者でないこと。

6 申込方法

支線バス車両広告掲載申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、下記まで持参または郵送にて、お申込みください。

申込書には①広告掲載物デザイン（様式は任意ですが、広告の内容・デザインが分かるもの）、②会社案内等（会社概要がわかるもの）を添付してください。

広告デザインについては、法令や公序良俗に反するもの等は掲載できません（詳細は要綱をご確認ください）。また、必要に応じて蒲郡市広告審査委員会の意見を求め、選定します。

7 広告の作成・掲載方法

車体に掲載する特殊フィルム又はマグネットは、広告主の責任及び負担で広告掲載決定後に作成していただきます。

運行開始日前日までにバス車両への貼り付け作業を行います。

8 広告料の納入

広告料は広告掲載決定後、掲載する全期間分を一括して蒲郡市地域公共交通会議に納入していただきます。

9 広告主及び広告等の審査

審査後、掲載または不掲載決定通知書、納付書を発送しますので、バスへの貼付作業実施までに広告を作成してください。

なお、申込書を提出した時点で、「5 申込資格」について蒲郡市が確認することに同意したものとみなします。申込資格を満たしていないとわかった時点で、速やかに車両広告不掲載決定通知書をお送りしますが、申込資格のない場合に広告掲載物デザインにかかった経費は申込者のご負担になりますので、ご注意ください。

1 0 審査の決定通知

選定後、速やかに支線バス車両広告掲載・不掲載決定通知書（第 2 号様式）により通知します。

1 1 掲載決定後の取り消し

蒲郡市地域公共交通会議が定めた規定に違反しているとき、または偽り
その他不正な手段により広告掲載の承認を受けたときは、蒲郡市地域公共
交通会議は広告掲載の決定を取消することができます。そのことにより、広告
主が受けた損害について、蒲郡市地域公共交通会議は賠償しません。

1 2 その他留意事項

- (1) 掲載期間の途中に運行経路、ダイヤ、バス停、車両等が変更になる場
合があります。
- (2) 天災その他やむを得ない事由により運休があった場合について、期間
の延長や料金の減額は行いません。
- (3) 月の途中から掲載を希望する場合または月の途中で掲載を終了する場
合は 1 月分の掲載料が必要です。

《手続きの流れ（スケジュール）》

- ・ 申し込み、広告掲載物デザイン提出（広告主）
↓
- ・ 掲載または不掲載決定通知書、納付書発送（蒲郡市地域公共交通会議）
↓
- ・ 広告掲載物作成（広告主）
↓
- ・ 広告掲載料の納付（広告主）
・ 支線バス車両に貼付（広告主又は蒲郡市地域公共交通会議）

お申込・お問合せ先

蒲郡市地域公共交通会議（事務局：蒲郡市役所市民生活部交通防犯課）

〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号

Tel 66-1156 Fax 66-1194

Mail kotsu@city.gamagori.lg.jp

HP <https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/kotsu/shiotsusyaryoukokoku.html>

別紙

~~A 側面上部~~
~~(乗降口側・前方)~~

~~B 側面上部~~
~~(乗降口側・後方)~~

E 側面下部
(乗降口側)



~~C 側面上部~~
~~(運転席側・前方)~~

~~D 側面上部~~
~~(運転席側・後方)~~

~~F 側面下部~~
~~(運転席側)~~



~~G 後部面~~
~~(左側)~~

~~H 後部面~~
~~(右側)~~

